

西区農業委員会だより

新潟市西区農業委員会：〒950-2097 新潟市西区寺尾東3丁目14番41号 TEL 025-264-7811

第57号
(最終号)

令和4年
3月1日



ラムサール条約に登録されている佐潟は、水鳥の越冬地。柔らかな日差しの中で、カモがうたた寝していました。

コロナ禍でも季節は進み、春の訪れを感じるようになると、いよいよ春作業のスタートです。農作業事故もなく、農作物が順調に育ってくれる平穏な年になりますように。

(2月9日 西区赤塚にて)

長い間ありがとうございました



西区農業委員会最後の任期を務めた農業委員及び農地利用最適化推進委員
(任期 H31.4.1~R4.3.31)

会長あいさつ

西区農業委員会 会長 本間 雄一



3月を迎え、いよいよ春作業の始まりです。

日頃より当委員会の業務にご理解ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、既にお知らせしておりますとおり、この4月に新潟市内の6つの農業委員会が統合し、新たに「新潟市農業委員会」が発足します。

当委員会は平成19年2月6日に、同年4月1日の新潟市の政令市移行を見据え、行政区を範囲とした6農業委員会体制のひとつとして発足しました。

以来15年間、皆さまから多大なるご支援をいただきながら、西区の農地を守る活動に取り組んでまいりました。

この間、農業を取り巻く環境はますます厳しくなっています。昨年、新潟市の農業経営体数は5年前に比べて、1,429経営体(16.9%)減少し、新潟一般コシヒカリの仮渡金は前年に比べて、1,800円下落しました。この状況は、まさに「喫緊の課題」であると、農業経営の危機感を感じています。

さらに一昨年から続く新型コロナウイルス感染症が農業にも影響を及ぼし、外食の抑制による飲食店での米の消費が減少しています。

昨年12月には第5波がほぼ終息しましたが、新年早々、オミクロン株の流行とともに第6波を迎え、新潟県もまん延防止等重点措置が適用されることになりました。再び外出や集会の自粛を求められ、人々の交流も減少を強いられています。

このようにいくつもの困難がありますが、私たち農業者は前を向いて立ち向かっていかなければなりません。農業委員会は統合しても、農地利用最適化推進委員を増員し、事務所を西区役所に設けるなど、真に皆さまに寄り添った活動を今後も継続し、西区農業の振興・発展に努めていきます。

最後に、これまで皆さまからいただいたご支援にあらためて感謝申し上げ、引き続き新潟市農業委員会に対し、ご理解ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

作業員と連携してダイコンを収穫

西区山崎の安澤秀康さん。主に赤塚、四ツ郷屋地区の砂丘畑で、ダイコン13.5ha、葉タバコ3.2ha、スイカ1.7ha、水稻1.0haの合計19.4haの複合経営を行っています。

この日、ダイコンの収穫機械にオペレーター1名、収穫作業員2名を乗せて稼働中。

後日、あらためて話を聞いたところ、昨シーズンの収穫は、降雪後の12月17日まで続いたとのこと。お疲れさまでした。西区の耕作放棄地は、少しずつですが減少傾向にあります。砂丘地に適した作物、ダイコンやサツマイモ、ネギ、スイカなどの大規模園芸農作物が定着してきました。大規模に経営している農家の皆さんの努力によって、優良農地に生まれ変わります。西区農業委員会は、耕作放棄地の解消を目標に施策を推進しています。



(令和3年11月18日 西区四ツ郷屋地内にて)

一粒ずつ丁寧にイチゴを収穫

西区黒鳥の石田美幸さん。西蒲区にある県農業大学校を卒業後、イチゴ農家に師事。秋から春にかけて、3棟のビニールハウスで「越後姫」を栽培しています。2月から5月までの間、1粒1粒丁寧に摘み取り直売所に出荷します。

イチゴの栽培は夏場のエダマメを終えた後、9月末から作業を開始します。作業効率を上げるため、うねをできるだけ高くしビニールマルチで覆ってから定植。受粉作業はミツバチがやってくれます。

この日、収穫の初日に1つ、おすそわけで試食。“実がでっかくてほどよい甘味と酸味”に魅了されました。



(2月10日 西区黒鳥地内にて)

新潟市内の6つの農業委員会が統合します

現在、市内に6つある農業委員会は、4月から以下のとおり統合します。
許可申請や証明発行などの事務手続きは、統合前と同様に西区役所内にある事務所で取り扱い
ます。統合後は区域を超えた農業者の皆さまの耕作状況等にも対応します。

1 統合年月日 令和4年4月1日

2 統合後の名称、取扱業務等

項目	統合前	統合後
農業委員会 組織	新潟市北区農業委員会 新潟市中央農業委員会 新潟市秋葉区農業委員会 新潟市南区農業委員会 新潟市西区農業委員会 新潟市西蒲区農業委員会	新潟市農業委員会
事務局 事務所	新潟市北区農業委員会 事務局 新潟市中央農業委員会 事務局 新潟市秋葉区農業委員会 事務局 新潟市南区農業委員会 事務局 新潟市西区農業委員会 事務局 新潟市西蒲区農業委員会 事務局	新潟市農業委員会 北区事務所 新潟市農業委員会 中央事務所 新潟市農業委員会 秋葉区事務所 新潟市農業委員会 南区事務所 新潟市農業委員会 西区事務所 新潟市農業委員会 西蒲区事務所
取扱い業務	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法関係の許可申請、届出等 ・証明の発行等 ・農地の貸し借り等その他相談 ・農地パトロール等の委員会活動 	業務内容は以前と変わりません。 他の区にある農地も、各区事務所 で届け出を受け付けます。

3 統合に関する問い合わせ先

新潟市西区農業委員会事務局 TEL 025-264-7811

**無断転用は
農地法違反!**

自分の農地であっても、事前に農地法の「許可」を取ってから、
農地を農地以外のもの（これを農地転用といいます）にしましょう！

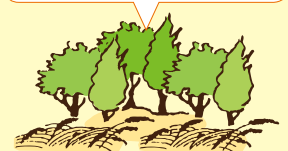
仮置きの資材置き場
でも「許可」を取ら
ないと**農地法違反!**



住宅を新築や増築す
る時、「許可」を取ら
ないと**農地法違反!**



植林する時も
「許可」を取らないと
農地法違反!



編集後記

4月1日の6農業委員会統合により「西区農業委員会だより」は、今号で閉刊します。これまで取材や寄稿で大勢の方からご支援・ご協力をいただきました。大変ありがとうございました。
平成19年3月の発行以降、15年（57号）の長い間、ご愛読いただき感謝いたします。
(事務局一同)